

岐阜県公報

第 二 千 百 十 九 号
平 成 二 十 二 年 二 月 二 日

(火曜日)

目 次

告 示

岐阜県防災行政無線通信取扱規程の一部改正	(防 災 課)	七一 ^{ページ}
保安林に指定する予定である旨の通知	(治 山 課)	七二
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(同)	七三
道路の区域変更	(道 路 維 持 課)	七四
建築基準法に基づく道路の指定	(建 築 指 導 課)	七五
公 示		
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環 境 生 活 政 策 課)	七五
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(同)	七六
県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等	(農 地 計 画 課)	七六

告 示

岐阜県告示第四十四号

岐阜県防災行政無線通信取扱規程（平成七年岐阜県告示第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

別表一九の表陸上移動局の部中「岐阜県庁五」を削り、同表陸上移動局、携帯局の部

- 「岐阜県庁七」
 - 岐阜県二〇四
 - 岐阜県二〇五
 - 岐阜県二〇六
 - 岐阜県二〇七
 - 岐阜県二〇八
 - 岐阜県二〇九
 - 岐阜県二一〇
 - 岐阜県二一一
 - 岐阜県二一二
 - 岐阜県二一三
 - 岐阜県航空一
 - 岐阜県航空二
- 中「岐阜県庁七」を削り、同表携帯局の部中
- 岐阜県二〇八
 - 岐阜県二〇九
 - 岐阜県二一〇
 - 岐阜県二一一
 - 岐阜県二一二
 - 岐阜県二一三
 - 岐阜県航空一
 - 岐阜県航空二
- に改め、及び

「岐阜県ヘリ二」を削る。
附 則

この告示は、平成二十二年二月二日から施行する。

岐阜県告示第四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市滝町二二八四の三、二二八五、丹生川町根方字千谷三八八から三九〇まで、字鈴原七六八の三、七六八の四、七七二から七七七まで、字カラ尾七七八の一、七七八の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市田瀬字矢平一四八七の一、字三会一五〇七、一五〇八の二七から一五〇八の二九まで、一五〇八の二三三、恵那市山岡町田沢字鎌田二〇二五の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市中津川字恵下二五五八の三〇、二五五八の九一、字尾外岩三四四五の一、三四四五の一八

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
 中津川市神坂字中根二九五三、字モ子畑二九五五、字川表三二八七の一、三二九二、川上字上平一三八八の三、一三八八の五、一三八九の六、一三九八の九、一四〇〇

二 指定の目的
 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
 恵那市串原字大野一二四九の三、一二四九の五、字舟渡一三三八九の一

二 指定の目的
 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下呂市金山町福来字下川渡二三三

- (二) 保安林として指定された目的土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下呂市金山町福来字下川渡二三一八の一〇

- (二) 保安林として指定された目的土砂の崩壊の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次の道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年二月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員(メ ートル)	延 長 員(メ ートル)	備 考
県道	福白 岡川 線	加茂郡白川町三川字川原 古屋五八五番一地从先から 同郡同町黒川字杉之 下八四一八番一地从先まで	前	六 五 三・四	一〇六・八	
			後	六 五 三・五	一〇六・八	

岐阜県告示第五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年二月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員(メ ートル)	延 長 員(メ ートル)	備 考
県道	豊田 多治見 線	多治見市滝呂町一五丁目 一二八番一地从先から 同市同町一五丁目 一六〇番一地从先まで	前	九 四 二・一	六六・四	
			後	九 七 一・四・五	六六・四	

岐阜県告示第五十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定したので告示する。

平成二十二年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

種別	道路名	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	年月日
土地区画整理区	小瀬池土地整理区	関市小瀬字西長池一 九八七番から	七・〇〇	四・六〇	中建築第一五〇号	平成三・二・二六
和法九十年十	九六八番四まで	同市同 字同				
律九十年十	九六八番四まで	同市同 字同				
計の九十年十	九六八番四まで	同市同 字同				
路計の九十年十	九六八番四まで	同市同 字同				
市画都	九六八番四まで	同市同 字同				
計小瀬池	九六八番四まで	同市同 字同				
長小瀬池	九六八番四まで	同市同 字同				
地画事	九六八番四まで	同市同 字同				
整理区	九六八番四まで	同市同 字同				
業事	九六八番四まで	同市同 字同				

種別	道路名	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	年月日
土地区画整理区	小瀬池土地整理区	関市小瀬字東長池一 六八〇番一から	六・〇〇	二一・七〇		
和法九十年十	九四七番一から	同市同 字西長池一				
律九十年十	九四七番一から	同市同 字西長池一				
計の九十年十	九四七番一から	同市同 字西長池一				
路計の九十年十	九四七番一から	同市同 字西長池一				
市画都	九四七番一から	同市同 字西長池一				
計小瀬池	九四七番一から	同市同 字西長池一				
長小瀬池	九四七番一から	同市同 字西長池一				
地画事	九四七番一から	同市同 字西長池一				
整理区	九四七番一から	同市同 字西長池一				
業事	九四七番一から	同市同 字西長池一				

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年一月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人SOW PROJECT

三代 表 者 の 氏 名 熊崎 忠央
 四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島郡岐南町石原瀬一丁目一九番地の一ヴィラ
 二〇一号室

五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜県近隣に在住する社会人を中心にあらゆる人に対して、スポーツイベント等の企画運営に関する事業を行い、参加費の一部をNPO、ボランティア団体、社会福祉法人等に寄付することで、文化、スポーツの振興、環境の保全、医療、福祉の増進及び動物愛護に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年一月六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜県精神保健福祉会連合会
- 三 代 表 者 の 氏 名 今 昭一
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市下奈良二二一 岐阜県福祉・農業会館三階
- 五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜県内の精神障害者及びその家族会相互のネットワークづくりを推進し、精神障害者の精神保健福祉の増進に関する事業を行うことにより、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を郡上市長と協議したいので、同条

第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
白鳥大和地区	郡上市役所白鳥庁舎 大和庁舎	平成二二・三・二一から 三・三まで